【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成25年2月8日

【四半期会計期間】 第54期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)

【英訳名】 YAIZU SUISANKAGAKU INDUSTRY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 和広

【本店の所在の場所】 静岡県焼津市小川新町 5 丁目 8 番13号

(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っており

ます。)

【電話番号】 該当事項はありません。 【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 静岡県静岡市駿河区南町11番1号

静銀・中京銀静岡駅南ビル6階

【電話番号】 054(202)6044

【事務連絡者氏名】 経営統括本部 経理部長 大勝 利昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期 第 3 四半期 連結累計期間	第54期 第3四半期 連結累計期間	第53期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高 (千円)	15,642,180	15,707,108	20,387,377
経常利益 (千円)	1,070,741	1,202,309	1,381,626
四半期(当期)純利益 (千円)	559,588	706,527	667,493
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	591,490	733,917	797,121
純資産額 (千円)	17,628,010	18,258,299	17,833,598
総資産額 (千円)	21,664,546	21,708,224	21,493,033
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	39.82	50.28	47.51
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率(%)	81.4	84.1	83.0

回次			第53期 第 3 四半期 連結会計期間		第54期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間		自至	平成23年10月 1 日 平成23年12月31日	自至	平成24年10月1日 平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)		14.55		25.69

- (注) 1.売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 2.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

# 第2 【事業の状況】

## 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成24年12月21日開催の取締役会において、連結子会社であるオーケー食品株式会社から事業を譲受けることについて決議を行いました。

その主な内容は、以下のとおりであります。

#### (1)当該子会社の概要

商号 オーケー食品株式会社

所在地 静岡県静岡市駿河区下川原二丁目8番32号

事業内容 香辛料、調味料、および機能食品の製造・販売

資本金 50百万円

大株主及び持株比率 当社100%

#### (2)事業譲受けの内容

当社はオーケー食品株式会社から全ての事業を譲受けます。本事業譲受けは会社法第468条第2頁に定める簡易事業譲受けであります。なお、オーケー食品株式会社は事業譲渡完了後、精算いたします。(平成25年6月下旬精算結了予定)

#### (3)事業譲渡日

平成25年3月31日

#### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループ (当社及び連結子会社)が判断した ものであります。

## (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)におけるわが国経済は、東日本大震災の影響から持ち直しつつあるなかで、12月の政権交代後の経済政策への期待感により円安や株価の上昇がみられたものの、ユーロ圏の財政問題や世界の経済成長の減速懸念もあり、依然として先行きは不透明な状況で推移しました。

食品業界におきましても、原材料価格の高い状況が続くなか、今後の消費税増税等に対する消費者の生活防衛意識 の高まりにより、引き続き厳しい収益環境が続いております。

このような中、当社グループは3ヵ年中期経営計画「Challenge & Growth」(挑戦と成長)の最終年度にあたり、利益を重視した筋肉質な収益構造を構築しつつ、事業拡大に向けた施策を遂行してまいりました。また事業継続計画(BCP)の取り組みで、静岡県の内陸部に新工場用の土地を取得し、災害に強い体制作りを具体的に進めております。

今期は、既存事業の深化、新商品・サービス開発、新規顧客開拓、新事業領域開拓の4つの切り口で、生産効率の改善や経費削減に取り組みつつ、既存得意先への営業強化、価格競争力のある商品開発、農業分野をはじめとする他分野への仕掛け等を進めております。事業別では、調味料事業で不採算品の見直しを進めるとともに、得意とする水産系調味料の拡販を図りました。機能食品事業では医療栄養食で自動化設備を導入し、合理化を進めました。海外事業は、これまでの円高の影響で輸出は厳しい状況が続いておりますが、中国では子会社の大連味思開生物技術有限公司にて独自性のある製品開発に取り組みつつ、中国企業向けの商品開発や販売代理店を通じた営業を進めるなど新興国の需要獲得に取り組みました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、連結売上高157億7百万円(前年同四半期比64百万円、0.4%増)となりました。利益面におきましては、調味料事業の採算性向上と製造経費、販管費の節減により原材料費の上昇をカバーし、連結営業利益は11億49百万円(同1億44百万円、14.4%増)となりました。連結経常利益につきましては営業利益が伸長したことから12億2百万円(同1億31百万円、12.3%増)、連結四半期純利益は7億6百万円(同1億46百万円、26.3%増)となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

#### (調味料)

調味料は、国内消費の伸び悩みから需要は頭打ちの状況にありますが、当社が得意とする水産系調味料の拡販に注力するとともに、不採算製品の見直しを進めました。

この結果、調味料の売上高は63億50百万円(前年同期比1億31百万円、2.1%増)、セグメント利益(営業利益)は9億30百万円(同2億74百万円、41.9%増)となりました。

#### (機能食品)

機能食品は、デフレ環境下で厳しい価格競争が続いているなか、医療栄養食において前期に震災の影響から一時的に需要が増加した反動で売上、利益ともに減少しました。

この結果、機能食品の売上高は53億68百万円(同3億33百万円、5.8%減)、セグメント利益(営業利益)は6億49百万円(同65百万円、9.2%減)となりました。

#### (水産物)

水産物事業は、主に冷凍鮪・冷凍鰹の原料販売並びに加工製品の製造販売です。売上高は海外向けを中心に鮪の販売が好調に推移しましたが、前期から続く原料高や設備投資に伴う減価償却費等が増加しました。

この結果、水産物の売上高は26億93百万円(前年同期比4億14百万円、18.2%増)、セグメント利益(営業利益)は20百万円(同50百万円、71.2%減)となりました。

#### (その他)

その他は、各種ワサビ類他香辛料の製造販売、その他商品の販売ですが、販売ルートの見直しや原料費上昇の影響があったものの、販管費の節減により増益を確保することが出来ました。

この結果、売上高は12億93百万円(同 1 億47百万円、10.2%減)、セグメント利益(営業利益)は71百万円(同 6百万円、9.7%増)となりました。

なお、連結子会社オーケー食品株式会社からの事業譲り受け及び同社の解散に伴い、123百万円(連結)の特別損失の発生を見込んでおりますが、当該事象は第3四半期決算には反映されず、平成25年3月期通期決算にて反映される見込みです。

#### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ2億15百万円増加し217億8百万円となりました。

流動資産は、受取手形及び売掛金が4億94百万円増加した一方、現金及び預金が12億32百万円、有価証券が2億59百万円減少したことなどにより8億9百万円減少し、115億17百万円となりました。

固定資産は、工場用地の取得により土地が11億9百万円増加したことなどにより10億24百万円増加し、101億91百万円となりました。

流動負債は、支払手形及び買掛金が2億1百万円増加した一方、未払法人税等が1億15百万円、賞与引当金が94百万円減少したことなどにより1億66百万円減少し、30億78百万円となりました。

固定負債は、退職給付引当金が44百万円、長期未払金が18百万円減少したことなどにより43百万円減少し、3億71百万円となりました。

純資産は、利益剰余金が3億97百万円増加したことなどにより、4億24百万円増加し、182億58百万円となりました。 この結果、自己資本比率は84.1%となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

#### (対処すべき課題)

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

## (株式会社の支配に関する基本方針について)

#### 基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為(下記 口aに定義されます。以下同じとします。)について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様に判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、それが当社の企業価値の向上または株主の皆様共同の利益に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年に亘り培った企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者またはグループが当社の議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することで、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び定款によって許容される限度において当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

#### 基本方針の実現に資する取組み

当社は、基本方針の実現に資する取組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めております。

#### イ. 3ヵ年中期経営計画「Challenge & Growth」

当社グループは、平成22年度から平成24年度までの3ヵ年中期経営計画「Challenge & Growth」を策定し、新たな価値を創造し続けるグローバルな企業グループを目指し、当初掲げた5つの基本方針(a.社会・顧客対応の充実、b.優位性の創造と育成、c.組織力の強化と連携、d.人材育成の強化、e.増益体質の強化)に沿って、以下の重点施策を継続・推進いたします。

#### (a) N-アセチルグルコサミン(NAG)の拡販

当社グループの機能食品事業を牽引する機能性素材NAGは、本格販売以来10年以上に亘り、国内トップシェアを維持する注力製品であり、子会社のUMIウェルネス株式会社の主力製品でもあります。飲料や美容分野への配合提案による新規マーケットの開拓に取り組むとともに新規顧客獲得、子会社製品の広告宣伝の強化等、市場の更なる拡大を図ります。

#### (b) 海外市場への積極展開

東南アジア向け調味料の拡販、子会社の大連味思開生物技術有限公司における中国国内向けの営業強化等、 新興国の需要獲得に取り組み、機能食品素材の中国における美容関連への展開や子会社製品の中国内販路拡大、東南アジア市場への販路拡大にも新たな道筋が見えてきています。これらを具体化し市場を確保するべく、当社グループが連携し、積極的・行動的な推進を図ります。

## (c) C V D (連続真空乾燥装置) 2 号機の安定稼働と販売強化

当社の優位性の一つでもある C V D製品は、その品質特性に対する幅広いニーズにより需要が拡大したため、平成22年3月に2号機を導入し、その特性を活かした新規製品開発、新規顧客獲得に取り組んでまいりました。引き続き、新規製品の市場投入、製品特性を活かした受注の獲得に努めて、市場拡大と収益基盤の強化を図ります。

#### (d) YSKブランドの育成

独自の技術を活かしたオリジナル新製品の開発や顧客ニーズに応じた既存製品の改良等、新規顧客の開拓に取り組み、YSKブランドの更なる強化・育成を図ります。

#### ロ、コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレートガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。

当社の取締役会は取締役 7 名で構成され(提出日現在)、法令等で定められた事項及び経営上の重要事項を審議・決定しています。監査役会は社外監査役 3 名を含む 4 名で構成され(提出日現在)、監査役は取締役会やその他重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の業務執行を監査しています。また、当社は、社外監査役 3 名のうち 2 名について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております(提出日現在)。かかる独立役員については、取締役会等における業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べる等、一般株主の利益保護のための行動をとることが期待されます。こうした経営体制のもとで、会社法及び金融商品取引法に準拠した内部統制システムの構築、リスクマネジメント・コンプライアンス関連の各種委員会を設置・運営することで具体的な施策を推進しています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、平成24年5月11日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策) (以下「本プラン」といいます。)を継続することを決議し、平成24年6月28日開催の当社第53期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

#### イ. 本プランの目的について

当社は、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や 当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につ き適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していた だくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者(以下「大規模買付者」といいます。)に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会(下記口eに定義されます。以下同じとします。)の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者(具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」といいます。)によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続が必要であるとの結論に達しました。

以上の理由により、当社取締役会は、株主総会において本プランによる買収防衛策の継続をお諮りすることを 決定し、平成24年6月28日開催の第53期定時株主総会にて、株主の皆様のご承認をいただいております。

#### 口. 本プランの内容について

#### a. 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の(a)乃至(c)のいずれかに該当する行為(ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。)またはその可能性のある行為(以下「大規模買付行為」と総称します。)がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- (a) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の 買付けその他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (c) 上記(a)または(b)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主 (複数の場合を含みます。以下本(c)において同じとします。)(ただし、当社が発行者である株券等につき 当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主に限ります。)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

#### b . 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面及び当該署名または記名捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。)を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。

#### c . 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、大規模買付情報を提供していただきます。当社取締役会または特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。

#### d . 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

#### e . 特別委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役並びに社外有識者の3名以上から構成される特別委員会(以下「特別委員会」といいます。)を設置します。

#### f . 特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである等一定の事情を有していると認められる者であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に問うべく当社株主総会を招集することができるものとします。

## g. 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。ただし、会社法その他の法令及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

#### ハ. 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、当社第53期定時株主総会において本プランによる買収防衛策継続に関する承認議案が承認可決された時点から当該定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者または当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われているまたは企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または(ii)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

#### 上記 の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、本プランは、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的とするものであり、基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは、(i)株主、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高めるため、事前の開示がなされていること、(ii)本プランの存続が株主の皆様の意思に係らしめられていること、及び(iii)経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動の是非を判断する場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること等から、当社取締役会は、本プランは当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の取締役の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

## (4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、115百万円であります。 なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## (5) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、事業継続計画(BCP)に基づき、静岡県掛川市に工場建設用地を1,109百万円で取得いたしました。この取得により、土地1,109百万円が増加しています。

# 第3 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	50,000,000	
計	50,000,000	

## 【発行済株式】

種類	第 3 四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年 2 月 8 日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,056,198	14,056,198	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	14,056,198	14,056,198	-	-

## (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年10月1日~ 平成24年12月31日	-	14,056,198	-	3,617,642	-	3,414,133

## (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することが出来ないことから、直前の基準日(平成24年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

#### 【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,032,600	140,326	1単元の株式数 100株
単元未満株式	普通株式 17,998	-	-
発行済株式総数	14,056,198	-	-
総株主の議決権	-	140,326	-

<sup>(</sup>注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)含まれております。

## 【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名	所有者の住所	自己名義 所有株式数	他人名義 所有株式数	所有株式数 の合計	発行済株式総数に対する所有株式数
または名称		(株)	(株)	(株)	の割合(%)
焼津水産化学工業 株式会社	静岡県焼津市小 川新町5丁目8 番13号	5,600	-	5,600	0.0
計	-	5,600	-	5,600	0.0

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。役員の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	品質保証センター長	常務取締役	生産本部長 兼 生産技術センター長	石川 眞理子	平成24年11月2日

# 第4 【経理の状況】

## 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。)に基づいて作成しております。

## 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、芙蓉監査法人による四半期レビューを受けております。

# 1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(1)【四丰期建結員借灼照表】		(単位:千円)
	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,913,642	2,680,961
受取手形及び売掛金	4,925,408	5,420,049
有価証券	360,247	100,371
商品及び製品	1,526,239	1,407,498
原材料及び貯蔵品	1,361,965	1,730,997
繰延税金資産	110,006	98,620
その他	134,470	87,152
貸倒引当金	5,300	8,500
流動資産合計	12,326,680	11,517,151
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,559,033	2,424,340
機械装置及び運搬具(純額)	1,294,005	1,250,661
土地	2,394,450	3,503,450
リース資産(純額)	52,658	65,172
建設仮勘定	4,576	47,180
その他(純額)	73,572	66,588
有形固定資産合計	6,378,296	7,357,393
無形固定資産	222,137	181,511
投資その他の資産		
投資有価証券	2,087,935	2,284,769
繰延税金資産	106,363	87,413
その他	379,377	292,624
貸倒引当金	7,756	12,639
投資その他の資産合計	2,565,919	2,652,168
固定資産合計	9,166,353	10,191,072
資産合計	21,493,033	21,708,224
	-,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,

1	単位	4 [	1)
(	里加	T	1 1

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,955,154	2,156,394
短期借入金	25,817	30,008
1年内返済予定の長期借入金	70,000	-
リース債務	16,829	19,420
未払法人税等	353,004	237,435
未払消費税等	77,760	19,831
賞与引当金	134,528	40,096
役員賞与引当金	-	13,500
その他	611,915	562,205
流動負債合計	3,245,010	3,078,892
固定負債		
リース債務	44,278	53,534
繰延税金負債	18,390	30,351
退職給付引当金	307,863	263,388
長期未払金	31,996	13,434
その他	11,895	10,323
固定負債合計	414,424	371,032
負債合計	3,659,434	3,449,925
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,617,642	3,617,642
資本剰余金	3,414,133	3,414,133
利益剰余金	10,786,294	11,183,708
自己株式	6,101	6,205
株主資本合計	17,811,969	18,209,279
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	83,732	121,182
為替換算調整勘定	62,103	72,162
その他の包括利益累計額合計	21,629	49,019
純資産合計	17,833,598	18,258,299
負債純資産合計	21,493,033	21,708,224

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
売上高	15,642,180	15,707,108
売上原価	12,016,720	12,018,727
売上総利益	3,625,459	3,688,381
販売費及び一般管理費	2,620,992	2,539,003
営業利益	1,004,467	1,149,377
営業外収益		
受取利息	1,801	2,184
受取配当金	37,901	40,209
受取賃貸料	11,574	11,810
為替差益	-	18,787
保険収益	285	45,964
その他	50,945	32,228
営業外収益合計	102,507	151,184
営業外費用		
支払利息	888	309
匿名組合投資損失	16,743	31,691
為替差損	3,601	-
たな卸資産廃棄損	1,367	21,234
その他	13,633	45,017
営業外費用合計	36,233	98,252
経常利益	1,070,741	1,202,309
特別利益		
固定資産売却益	296	6
投資有価証券売却益	-	1,304
投資有価証券償還益	-	8,086
保険収益	28,910	4,865
国庫補助金	6,666	6,565
特別利益合計	35,873	20,827
特別損失		
固定資産除却損	8,201	12,709
投資有価証券評価損	53,876	-
災害による損失	26,459	3,527
固定資産圧縮損	6,666	6,118
賃貸借契約解約損		34,564
特別損失合計	95,204	56,920
税金等調整前四半期純利益	1,011,411	1,166,216
法人税等	451,822	459,689
少数株主損益調整前四半期純利益	559,588	706,527
四半期純利益	559,588	706,527

# 【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	559,588	706,527
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	48,171	37,450
為替換算調整勘定	16,269	10,059
その他の包括利益合計	31,902	27,390
四半期包括利益	591,490	733,917
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	591,490	733,917
少数株主に係る四半期包括利益	<u>-</u>	-

#### 【会計方針の変更等】

## 当第3四半期連結累計期間

(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴う、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は 軽微であります。

## 【表示方法の変更】

## 当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日)

#### (四半期損益計算書)

前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険収益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示しておりました51,230千円は、「保険収益」285千円、「その他」50,945千円として組み替えております。

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
1 . 税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率 を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算す る方法を採用しております。

## 【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日) 当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

減価償却費

533,046千円

483,524千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

## 配当に関する事項

#### 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	168,610	12	平成23年3月31日	平成23年 6 月30日	利益剰余金
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	140,506	10	平成23年9月30日	平成23年12月 2 日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

## 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年 6 月28日 定時株主総会	普通株式	168,607	12	平成24年3月31日	平成24年 6 月29日	利益剰余金
平成24年11月2日 取締役会	普通株式	140,505	10	平成24年9月30日	平成24年12月4日	利益剰余金

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

		報告セク	ブメント		その他	合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	調味料	機能食品	水産物	計	(注) 1	口前	(注) 2	(注)3
売上高								
(1)外部顧客への売上 高	6,218,949	5,702,382	2,279,552	14,200,884	1,441,296	15,642,180		15,642,180
(2) セグメント間の内 部売上高又は振 替高	11,265	15,714	12,177	39,157	109,352	148,509	(148,509)	
計	6,230,215	5,718,096	2,291,729	14,240,041	1,550,648	15,790,690	(148,509)	15,642,180
セグメント利益	656,072	715,660	71,057	1,442,791	65,634	1,508,425	(503,957)	1,004,467

- (注) 1.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、各種ワサビ類他香辛料、その他商品であります。
  - 2.セグメント利益の調整額503,957千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務・経理部門等管理部門に係る経費であります。
  - 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日) 報告セグメントごとの売上高及び利益または損失の金額に関する情報

(単位:千円)

		報告セク	ブメント		その他	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	調味料	機能食品	水産物	計	(注) 1			
売上高								
(1)外部顧客への売上 高	6,350,517	5,368,902	2,693,892	14,413,312	1,293,796	15,707,108	-	15,707,108
(2) セグメント間の内 部売上高又は振 替高	9,502	5,640	4,355	19,497	81,452	100,949	(100,949)	-
計	6,360,019	5,374,542	2,698,248	14,432,809	1,375,248	15,808,058	(100,949)	15,707,108
セグメント利益	930,640	649,967	20,434	1,601,042	71,999	1,673,041	(523,663)	1,149,377

- (注) 1.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、各種ワサビ類他香辛料、その他商品であります。
  - 2.セグメント利益の調整額523,663千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務、経理部門等管理部門に係る経費であります。
  - 3.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

#### (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	39.82	50.28
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	559,588	706,527
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	559,588	706,527
期中平均株式数(千株)	14,050	14,050

<sup>(</sup>注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

当社は平成25年2月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

自己株式取得に関する取締役会の決議内容

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2.取得の内容

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

650,000株(上限)

取得価格の総額

523,250,000円(上限)

取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

取得日

平成25年2月7日

## 2 【その他】

平成24年11月2日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額

140,505千円

(ロ) 1株当たりの金額

10円

- (八) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成24年12月4日
- (注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月6日

焼津水産化学工業株式会社 取締役会 御中

## 芙蓉監査法人

指定社員 公認会計士 大塚 高徳 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 畔村 勇次 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている焼津水産化学工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

认 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。